

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までAを事業主とするBにおいて、接客業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日足が痛くなったためC病院に受診し「両側外反母趾」と診断され、平成〇年〇月〇日にはD整形外科に受診し「両外反母趾」（両側外反母趾と併せて、以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、ハイヒールを履いて接客業務を行ったことが原因で本件疾病を発症したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人の業務はBでの接客で、申述によれば、主に請求人が所属していたBから約50m離れた店舗等3箇所の店舗に応援に行くためにロングドレスにハイヒールを履いたまま、舗装状態のよくない道路を移動した結果、足に痛みが出現した旨を申し立てている。

本件疾病に係る医証をみると、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件疾病の原因は不明。第1-2中足骨間の開大があり、両足とも15度（正常10度以下）。第一楔状骨の形態より、先天的素因があると考えられる。」と述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「今回の傷病は、業務に起因したものとは考えがたい。」と述べている。

そこで当審査会において請求人の両足のX線画像を読影した上で判断すると、請求人には元々先天的素因があると考えられるところ、足に痛みが出た原因として請求人が申し立てている業務に約1年10か月間従事したことによって、本件疾病が発症したとは考えられない。

したがって、E医師及びF医師の意見は妥当であって、本件疾病の発症原因は業務によるものとは認められず、本件疾病は業務上の疾病とは認められない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。